

大正十二年六月廿二日 本所園中ノ御業平
 町ニ。先ニ於テ不徳ノ行動アリ所轄向島署ニ於テ拘留十日ニ
 致シタリ
 右及申(通)報候也

5.7.1
 1303

勞務第一九六一號

昭和五年六月二十四日

六二二一八一六

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社會局長官 吉田 茂 殿
 各廳 府 縣 長官 殿
(北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 靜岡 福岡)

合資會社瀨濱木工所勞働爭議ニ関スル件(第一報 發生)

要旨
 (1) 事業主側ニ於テ、業界不況ニ為本月五日從業員代表ヲ招キ平均日給三圓僅下ニ發表セリ
 (2) 從業員側ハ協議上拒對及對ニ旨ヲ通告シ他方面東木材勞働組合全協系ノ援擡ヲ得テ折
 策ヲ究中
 (3) 目下表面ニ交渉ナキモ不日要求書ヲ提出シ抗爭及テ準備中ニ有或ハ行進中ナリ

5